準統一以降における納付金及び標準保険税率の算定方法について

参考資料

埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）

「**令和９年度**から**収納率格差以外の項目を統一**することができるよう、引き続き課題解決に取り組んでいきます。本県ではこれを**準統一**と位置付けます。」（p.25）

「**各市町村は県が提示する市町村標準保険税率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定**することとします。」（p.31）

市町村は、県から市町村標準保険税率が提示された後に、市町村運営協議会への諮問や、市町村議会への上程に向けた準備を行う必要があるため、**一定の期間を確保する必要がある。**

本算定に基づく市町村標準保険税率の提示時期（１月下旬）では、**市町村における作業のための十分な期間を確保できない。**

準統一以降の算定方法

◆　市町村から納付を求める納付金額及び市町村が設定する標準保険税率は、**秋の試算結果を以て確定**させる。

◆　県においては、必要な歳出予算を措置するため、引き続き本算定を行う。

　万が一、納付金の算定結果が増加した場合は、**県財政安定化基金を取り崩すことで当該差額を補填**する。

例年１月に開催される県運営協議会において行ってきた、本算定に基づく納付金算定結果の報告は不要になると考えている。

